

寝屋川市学校給食栄養管理 システム構築等業務委託仕様書

令和 8 年 7 月

寝屋川市教育委員会事務局施設給食課

1 概要等

(1) 業務名

寝屋川市学校給食栄養管理システム構築等業務委託

(2) 業務目的

学校給食における献立作成・アレルギー対応献立作成・食品発注書の作成・調理指示書の作成などに関連する事務等について、学校と情報共有を図り、一元管理を行っており、学校給食栄養管理の運営における業務の効率化を図り、更に安全で安心な学校給食を提供することができるため。

(3) 調達範囲

受注者は、発注者が本仕様書に示す機能等を備えた学校給食栄養管理システム（以下、「システム」という。）及びソフトウェアを構築し納入するものとする。

なお、発注者が調達する端末（パソコン）にソフトウェアをインストールすること。

これらの設計、開発、調整、試験、研修等のシステム運用に必要な役務及び稼働に必要な物品等は、本仕様書に特記なき限り全て本調達に含み、受注者の負担と責任において実施及び納入するものとする。

また、現在使用しているシステムデータを引き続き使用できるようデータ移行を行うものとする。

2 前提要件

- (1) 契約期間 契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 納入場所 施設給食課、市内小学校 21 校、学校給食センター
- (3) 納入期限 令和 8 年 12 月 28 日
- (4) ライセンス条件

ア 端末 1 台につき 1 ライセンス、計 29 ライセンス

イ 29 端末にインストール可能であること。

(施設給食課 4 台、市内小学校 21 台、学校給食センター 4 台計 29 台)

ウ システムは、27 人が同時使用可能であること。

(5) 性能要件

システムの性能は、利用者数や動作環境等を考慮し、快適な操作及び反応が得られるよう十分な能力を有していること。

(6) 業務内容

受注者が実施すべき業務は、以下のとおりとする。

ア 要件定義

イ カスタマイズ設計

ウ カスタマイズ開発

エ 導入、調整及びテスト

オ テストは、単体テスト、組合せテスト、総合テストを実施し、システムの正常稼働を保証すること。

カ 受入テスト支援

受注者は、発注者が納品されたシステムについて要求した機能、性能等を備えていることを確認するため実施する受入れテストについて、必要な支援を行うこと。

キ 操作研修

受注者は、システムの利用者向けマニュアルを作成すること。また、受注者は、利用者等に対する操作研修を開催すること。研修の時期及び内容は、発注者と協議の上決定し、受注者は、研修に必要な準備を行うこと。

ク 開発用機器、ツール等の準備

受注者は、発注者が調達したハードウェア等を使用して開発を行うことを前提とするが、調達したハードウェア等以外の開発用機器、開発用ツール等を必要とする場合は、受注者

の負担及び責任において確保すること。

ケ 打合せ業務

受注者は、担当職員や利用者等と各業務に関する打合せを綿密に行い、進捗報告等を行い、業務目的に即したシステムとすること。

3 構築業務全般における要件

(1) クラウド環境構築

ア 本業務におけるシステム構成はクラウド(システムの開発元が保有するデータセンターに環境を構築し運用する)による提供とする。

イ システム構成は、性能・信頼性・保守性を考慮した構成とすること。

ウ 十分にレスポンスを考慮した受注者提案構成により環境構築を行うものとし、システム稼動後に著しくレスポンス低下が発生した場合には、受注者責任により機器増設等の対策を実施すること。

エ データベース環境を DMZ 上に構築せず、セキュリティを確保すること。

オ ウィルス対策を講じており、最新のパターンファイルに更新されること。

(2) ネットワーク基盤

ア インターネット経由でサービスを提供するシステムを構築すること。

イ インターネット上での不法侵入等に対応できるファイアウォールを有すること。

4 学校給食栄養管理システムの要件

(1) システム化範囲

本調達で導入するシステムで取扱う主な給食業務は、以下のとおりとする。

ア 献立作成業務

- (ア) 食品及び料理管理
- (イ) 献立作成及び栄養価計算
- (ウ) 食物アレルギー管理
- (エ) 献立表及び調理用資料出力
- (オ) 集計書類及び栄養報告書等出力
- (カ) 食数管理
- (キ) 残渣管理

イ 食材料費計算業務

- (ア) 食材料費計算
- (イ) 見積発注業務
- (ウ) 納入業者管理
- (エ) 食材の集計、見積書、発注書等の作成及び出力
- (オ) 業者別請求金額の管理及び出力

(2) 基本要件

ア システム

本システムは、安定稼働、信頼性及び費用対効果を目的として、自治体で導入実績を有し、かつ、安定稼働の実績を有するシステムとし、別紙機能要件一覧表に適合するシステムを提案すること。

イ 開発元等からの支援

受注者は、システムの開発及び運用に支障がないよう、開発元及び販売元から安定的な支援が受けられるよう留意すること。

ウ 利用日時

本システムは、土日祝日も利用可能とすること。利用可能時間帯（８：００～２０：００）については、バックアップ処理等を考慮した上で、利用ができるようにすること。

(3) 機能要件

本システムの機能要件は、別紙「機能要件一覧表」を参照すること。

なお、現在使用中のシステムで、本市が指定する学校給食栄養管理に必要なデータについて、引き続き使用ができるようにすること。

(4) 帳票要件

本システムの帳票要件は、別紙「機能要件一覧表」を参照すること。

なお、業務及び機能要件から想定される帳票をまとめたものであり、詳細は、設計工程において、発注者と受注者双方協議の上決定することとする。また、帳票の作成に当たっては、発注者の要望に沿った帳票とすること。

(5) 拡張性要件

今後、文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告『日本食品標準成分表』が改訂又は文部科学省告示学校給食摂取基準その他の関連法令等が改正された場合に、プログラム修正を行うこと。

(6) 信頼性要件

ア 誤操作を行った場合に重要なデータが消去されてしまうことのないよう、必要な措置を講じること。

イ システムに障害が起きた場合も業務が継続できるよう、障害対策を考慮したシステム構成とすること。

ウ バックアップ及び復元の機能を整備すること。バックアップ

は、予め指定した時間に自動で日次バックアップ処理が行われること。

5 納入成果物

(1) 納入成果物及び納入期限

本調達の業務における納入成果物は、以下のとおりとする。受注者は、本仕様書に示す稼働期間中は、納入成果物の複製を保管すること。

項番	成果物	納入期限
1	事業計画書、各担当者の通知	契約締結後速やかに
2	パッケージシステム	カスタマイズ完了時
3	カスタマイズ等設計書	設計終了時
4	テスト計画書	テスト前
5	テスト結果報告書	テスト後
6	利用者向けマニュアル	受入テスト前
7	打合せ会議録	各会議後

システム稼働時期に関して、受注者より効果的な提案がある場合は、協議の上決定する。

上表のほか、発注者の要請により資料の提出を求めることがある。

(2) 納品形態及び部数

紙媒体により各1部提供すること。A4サイズを基本とし、A4を超えるページは、折り込む等してA4に調整して納入すること。ページ数の多い資料は、A4ファイルに綴じて納入すること。項番6は紙媒体2部及びシステム上で確認できるマニュアルを納入すること。

6 保守管理・サポート業務の要件

(1) 保守管理

受注者は、本システムの運用開始後、本仕様書に示す稼働期間中に、保守点検業務を請負うこと。

ア 保守対応の時間（緊急時を除く）

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

イ 障害の連絡を行った当日又は翌日の作業を原則とし、速やかに復旧の措置を講じること。

ウ 学校給食法や制度の改正によって、全国一律の改正に対応する場合、パッケージの適用、カスタマイズの修正のための費用は、保守の範囲に含むものとする。

(2) 問い合わせ対応

システムの問い合わせ対応窓口を用意すること。

(3) セキュリティ対策

本システムのセキュリティ対策に係る要件は以下のとおり。

ア 天災（地震・火災・浸水等）・事故・故障・破壊等への対策

（ア）天災その他により不測の事態が発生しても、データの消失を生じることなく、システムを円滑に復旧できる対策を有すること。

（イ）障害発生時における原因の特定及びデータ・システムの復旧支援が円滑に行われ保全性が優れていること。

（ウ）万一システム復旧が早期に行うことができない場合においても、システムを使用できる対策を講じること。

イ 情報漏えいの防止

情報漏えい等が発生しないよう、データセンターにおける入退室・操作権限の適切な管理などを行うこと。

(4) 次回更新にあたりシステムが変更された場合、使用したシス

テムから指定する学校給食栄養管理に必要なデータの引き継ぎを行うこと。

7 機密保持に係る遵守事項

- (1) 「寝屋川市個人情報保護条例」及び「寝屋川市個人情報保護条例施行規則」に則り、構築業務を行うこと。
- (2) 受注者及びその作業者は、本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。
- (3) 受注者及びその作業者は、本業務に関わる全ての個人情報の保管・管理について本市個人情報保護条例などの本市における個人情報の管理規定に従うこと。また、当該データの漏洩、消滅、棄損等の事故発生を防止すること。
- (4) 受注者は、本市が保有する情報媒体を本業務の目的外に使用し、または第三者に提供してはならないこと。
- (5) 受注者は、事故が生じたときは、直ちに本市に対して報告するとともに、遅滞なくその状況を本市に通知し、本市の指示に従いその解決に努めなければならない。

8 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

9 再委託

受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他の要件

- (1) 受注者が本業務の対象として発注者に提供するコンピュータプログラムの著作権・商標・特許権その他の知的財産権の全ては、受注者に帰属する。
- (2) 発注者は対価を受注者に支払うことにより本システムを利用する権利を取得するものとする。

11 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と供給者双方協議の上決定するものとする。